

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ（お知らせ）

## 市税の徴収猶予「特例制度」について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### <対象となる方>

以下2つの要件をいずれも満たす納税者等（※個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、「事業等に係る収入」が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納付することが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納付することが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### <対象となる市税>

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人市県民税、法人市民税、固定資産税などほぼすべての税目が対象となります。
- これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の市税についても、遡ってこの特例を利用することができます。

### <申請手続等>

- **令和2年6月30日、または納期限のいずれか遅い日**までに申請してください。
- 申請書のほか、収入や預貯金の状況がわかる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭により状況をおうかがいします。申請手続は、市役所収納課、各総合事務所、支所・出張所の窓口で受付を行います。  
※郵送による手続、又は税理士による代理申請も可能です。

問い合わせ先：萩市収納課 0838-25-3209

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- 「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。
- 個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q フリーランスも特例の対象になりますか。

- フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる方は、収入減少の要件を満たせば特例の対象になります。

Q 白色申告の場合も特例の対象になりますか。

- 白色申告の場合も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 「遡って特例を利用する」とはどういうことですか。

- 例えば未納の市税について、延滞金がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞金がないものとして猶予を受けることができます。（既に延滞金を納付済みの方は、その還付を受けることができます。）

Q 収入や現預金の状況がわかる書類とはどのようなものですか。

- 例えば各種勘定元帳（売上帳や現金出納簿、預金通帳のコピー、若しくは会計ソフトから出力される試算表）などが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。
- また、前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
  - ①年間収入を按分した額（平均収入）と比較
  - ②事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較
  - ③最近（2か月程度）の国税や社会保険料の納税の猶予申請書及び猶予許可通知書の写しが提出されれば、申請書の記載を省略することができます。

Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- 特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります。